一般財団法人大阪建築技術協会定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、一般財団法人大阪建築技術協会と称する。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、市民の安全性・利便性の向上と良好な生活環境の形成に向け、公共団体等が設置する建築物について適正かつ円滑な整備保全を推進するとともに、建築技術の向上に必要な調査・研究及びその普及啓発を図ることにより、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 建築技術に関する調査・研究、及び普及啓発事業
(2) 公共団体等が設置する建築物にかかる整備保全事業
(3) 第１号及び前号の事業に関わる労働者派遣事業
(4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章　資産及び会計

（財産の種別）

第5条　この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の２種類とする。

2　基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 別表に掲げる財産
(2) 基本財産として寄付された財産
(3) 理事会で、基本財産に繰り入れることを決議した財産

3　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（事業年度）

第6条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第7条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第8条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章　評議員

（評議員の定数）

第9条　この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第10条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2　評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第11条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、第９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第12条　評議員に対しては、報酬として一人あたり年額３０万円を評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って支給する。

２　評議員に対しては、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章　評議員会

（構成）

第13条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第14条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事の報酬等の額
(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(4) 定款の変更
(5) 残余財産の処分
(6) 基本財産の処分又は除外の承認
(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第15条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第16条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3　前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4　評議員会を招集するときは、理事長は、開催の５日前までに、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。

5　前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）
第17条　評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

（定足数）
第18条　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）
第19条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) 基本財産の処分又は除外の承認
(4) その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議及び報告の省略）
第20条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
2　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第21条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第6章　役員

（役員の設置）
第22条　この法人に、次の役員を置く。
(1)　理事　3 名以上 6 名以内

(2)　監事　2名以内

2　理事のうち、1名を理事長とする。

3　前項の理事長をもって「一般法人法」上の代表理事とする。

4　理事長のほか、必要に応じ副理事長、専務理事、常務理事及び理事(特命担当)(以下、「業務執行理事」という。)を置くことができる。業務執行理事は3名以内とする。

(役員の選任)

第23条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3　業務執行理事は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その業務執行に係わる職務を代行する。職務の代行の順序は副理事長、専務理事、常務理事とする。

4　理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2　監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第28条　理事及び監事には、報酬等として評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。

2　常勤の理事以外の理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（責任の免除）

第29条　この法人は、「一般法人法」第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（顧問及び相談役）

第30条　この法人に業務上必要があると理事長が認める場合は、顧問及び相談役を置くことができる。

2　顧問及び相談役は理事長の求めに応じ、経営上の助言を行うほか、知見に基づき、建言するものとする。

3　顧問及び相談役の選任又は解任及び処遇は役員に準じた取扱いとする。

第7章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第32条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

（招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3　理事会を招集する者は、開催日の 5 日前までに書面、又は電磁的方法により通知を発

しなければならない。
4　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく、開催することができる。

（議長）
第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（定足数）
第35条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）
第36条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議及び報告の省略）
第37条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。
2　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

（議事録）
第38条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第39条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2　前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

（解散）
第40条　この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属等）
第41条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は

大阪市に贈与するものとする。

2　この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第42条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章　補則

（事務局）

第43条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には所要の職員を置き、理事長がこれを任免する。

3　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（委任）

第44条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の代表理事は、白井大造とする。

4　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

木村　惠子

田中　義信

谷池　義人

5　この定款は、平成２５年１２月２７日から施行する。

別表　基本財産（第5条第2項第1号関係）

財産種別	金額
定期預金	２，０００万円

附　則

この定款は、平成２８年６月１６日から施行する。（平成２８年６月１６日開催の定時評議員会、第３０条につき改正されたものである。）

附　則

この定款は、平成２９年１０月１８日から施行する。（平成２９年１０月１８日開催の臨時評議員会、第４条第１項第３号、第４条第２項削除　につき改正されたものである。）

附　則

この定款は、令和２年６月１０日から施行する。（令和２年６月１０日開催の定時評議員会、第 12 条、第 22 条第４項、第 28 条第１項　につき改正されたものである。）

附　則

この定款は、令和３年６月１７日から施行する。（令和３年６月１７日開催の定時評議員会、第 22 条第４項につき改正されたものである。）